

証券コード 4485
2021年6月9日

株 主 各 位

東京都港区赤坂八丁目5番41号
株式会社 J T O W E R
代表取締役社長 田 中 敦 史

第9期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第9期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月23日（水曜日）午後6時までには到着するよう議決権行使書用紙をご返送いただくか、2021年6月23日（水曜日）午後6時までには電磁的方法（インターネット）により事前に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2021年6月24日（木曜日）午前11時（受付開始時間 午前10時）
（開催時刻が昨年度（第8期定時株主総会）と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。） |
| 2. 場 所 | 東京都千代田区大手町一丁目2番1号 Otemachi One 三井物産ビル4F
大手町三井カンファレンス Room 7, 8
（会場が昨年度（第8期定時株主総会）と異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。） |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第9期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第9期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項
第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |

以 上

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知において提供すべき書面のうち、次にあげる事項については、法令及び定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.jtower.co.jp/ir>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
 - (1) 事業報告の「新株予約権等の状況」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - (2) 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - (3) 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」従って、本招集ご通知の提供書面は、監査報告及び会計監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- ◎ なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.jtower.co.jp/ir>) に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2021年6月24日(木曜日) 午前11時(受付開始:午前10時)

書面(郵送)で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2021年6月23日(水曜日) 午後6時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォン又は携帯電話から議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限 2021年6月23日(水曜日) 午後6時入力完了分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金・電話料金等)は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

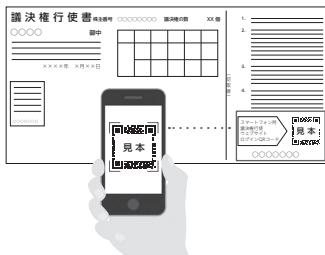
※ 書面(郵送)とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

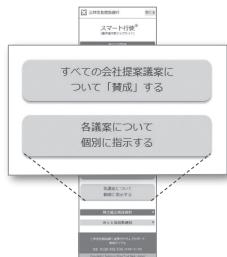
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社の今後の事業展開等に対応するため、現行定款第2条(目的)に新たな事業目的を追加するものであります。なお、この定款第2条の変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行	変 更 案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～11. (条文省略)	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～11. (条文省略)
(新設) <u>12. 前各号に附帯又は関連する一切の業務</u>	<u>12. 投資助言・代理業</u> <u>13. 前各号に附帯又は関連する一切の業務</u>

第2号議案

取締役7名選任の件

取締役全員（6名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名を増員し、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	
1	たなか あつし 田中 敦史	代表取締役社長	再任
2	きりや ゆうすけ 桐谷 裕介	専務取締役 インフラシェアリング事業本部長	再任
3	なかむら りょうすけ 中村 亮介	常務取締役 CFO コーポレート本部長	再任
4	おおた なおき 太田 直樹	社外取締役	再任 社外 独立
5	ひらもと よしたか 平本 義貴	—	新任 社外
6	うちだ よしあき 内田 義昭	—	新任 社外
7	おおば むつこ 大場 睦子	常勤監査役	新任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

た な か
田中

あ つ し
敦史 (1974年7月3日生)

再任

招集
通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算
書類

計算書類

監査報告

所有する当社の株式数
6,511,500株

在任年数

9年

取締役会出席状況

17/17回

【略歴、当社における地位及び担当】

1997年 5月	ゴールドマン・サックス証券株式会社 入社	2017年 7月	Southern Star Telecommunication Equipment Joint Stock Company 取締役 (2020年7月退任)
2000年 4月	イー・アクセス株式会社 経営企画室長	2017年 7月	Vietnam Data and Aerial System Co., Ltd. 監査役 (現任)
2006年 5月	同社 執行役員財務本部長 イー・モバイル株式会社 財務本部長	2018年 8月	GNI Myanmar Co., Ltd. 取締役 (現任)
2007年 4月	同社 CFO 常務執行役員財務本部長	2018年11月	株式会社ナビック 取締役 (現任)
2011年 6月	イー・アクセス株式会社 常務執行役員経営企画本部長	2021年 5月	Southern Star Telecommunication Equipment Joint Stock Company 取締役 (現任)
2012年 6月	当社 代表取締役社長 (現任)		
2017年 3月	GNJT Solutions Co., Ltd. 取締役		
2017年 4月	VIBS PTE.LTD. 取締役 (現任)		

【重要な兼職の状況】

VIBS PTE.LTD. 取締役
 Southern Star Telecommunication Equipment Joint Stock Company 取締役
 Vietnam Data and Aerial System Co., Ltd. 監査役
 GNI Myanmar Co., Ltd. 取締役
 株式会社ナビック 取締役

取締役候補者とした理由

田中敦史氏は、当社創業者として、当社が展開するすべての事業を立ち上げ、運営に関わり、当社事業に最も精通する人物として、当社における豊富な業務執行経験を有しております。こうした経験を踏まえ、当社を牽引する代表取締役社長を務めており、当社取締役として適任と判断したため、候補者いたしました。

候補者番号

2

桐谷

裕介

(1976年4月1日生)

再任

所有する当社の株式数	135,000株	【略歴、当社における地位及び担当】
在任年数	7年	2003年3月 株式会社エムズワークス 入社
取締役会出席状況	17/17回	2005年4月 モトローラ株式会社 (出向)
		2009年6月 KDDI株式会社 (出向)
		2012年8月 当社 入社
		2013年8月 当社 取締役 技術統括
		2018年6月 当社 専務取締役 事業本部長
		2019年4月 当社 専務取締役 インフラシ ェアリング事業本部長 (現任)

取締役候補者とした理由

桐谷裕介氏は、2012年8月に当社入社以来、当社の基幹事業であるインフラシェアリング事業の管掌役員として、その立ち上げ、事業拡大及び当社の業績向上に貢献しております。こうした当社における豊富な業務執行の経験を踏まえ、当社の業務執行を指揮する専務取締役を務めており、当社取締役として適任と判断したため、候補者いたしました。

候補者番号

3

なかむら
中村

りょうすけ
亮介 (1982年11月16日生)

再任

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

所有する当社の株式数
118,200株

在任年数
5年

取締役会出席状況
17/17回

【略歴、当社における地位及び担当】

2005年 4 月	中央青山監査法人 入所	2017年 7 月	Vietnam Infrastructure Holding Ltd. 監査役 (現任)
2006年10月	PwCアドバイザー株式会社入社	2018年 4 月	当社 取締役 CFO 経営管理本部長
2007年10月	イー・モバイル株式会社 入社	2018年 6 月	当社 常務取締役 CFO 経営管理本部長
2013年 2 月	当社 入社	2021年 5 月	VIBS PTE.LTD. 取締役 (現任)
2014年 1 月	当社 CFO 経営企画統括	2021年 6 月	当社 常務取締役 CFO コーポレート本部長 (現任)
2016年 4 月	当社 取締役 CFO 経営企画統括		
2017年 5 月	VIBS PTE.LTD. 取締役 (2019年7月退任)		
2017年 7 月	Southern Star Telecommunication Equipment Joint Stock Company 監査役 (現任)		

【重要な兼職の状況】

Southern Star Telecommunication Equipment Joint Stock Company 監査役
Vietnam Infrastructure Holding Ltd. 監査役
VIBS PTE.LTD. 取締役

取締役候補者とした理由

中村亮介氏は、2013年2月に当社入社以来、一貫して経営企画、財務経理、人事総務、法務を中心に管理系業務の統括責任者として重要な役割を担い、当社の成長に貢献してきました。当社事業基盤強化に不可欠な管理系業務全般に対する深い知見を有することから、当社取締役として適任と判断したため、候補者いたしました。

候補者番号

4

お お た
太田

な お き
直樹

(1967年10月1日生)

再任

社外

独立

所有する当社の株式数

【略歴、当社における地位及び担当】

一株

社外取締役在任年数

1991年 4月 モニターグループ 入社

2018年 6月 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構 社外取締役 (現任)

1年

1997年 8月 ポストンコンサルティンググループ 入社

2018年12月 一般社団法人コード・フォー・ジャパン 理事 (現任)

取締役会出席状況

2003年 1月 同社 パートナー及びマネージングディレクター

2019年 6月 当社 社外取締役 (現任)

17/17回

2010年 1月 同社 シニアパートナー及びマネージングディレクター

2019年10月 総務省 政策アドバイザー

2014年 5月 特定非営利活動法人インターナショナル 理事

2019年10月 特定非営利法人みんなのコード 理事 (現任)

2015年 1月 総務省 総務大臣補佐官

2019年11月 東京都デジタルトランスフォーメーション・フェロー

2017年 3月 一般財団法人地域・教育魅力化プラットフォーム 評議員 (現任)

2020年10月 弥生株式会社 社外取締役 (現任)

2018年 2月 株式会社ドワンゴ 顧問

2021年 4月 東京都チームデジタルサービス・フェロー (現任)

2018年 2月 株式会社New Stories代表取締役 (現任)

【重要な兼職の状況】

株式会社New Stories 代表取締役

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構 社外取締役

弥生株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

太田直樹氏は、長年にわたる、経営コンサルティング会社や総務省等での通信業界に関する業務を通じて培われた幅広い経験と見識を有しており、2019年6月より、当社社外取締役として、独立した立場で当社の経営に必要な助言や監督をいただいております。当社にとって有益かつ適切なアドバイス及び監視・監督機能を引き続き期待できるものと考え、当社社外取締役として適任と判断したため、社外取締役候補者となりました。

候補者番号

5

ひらもと
平本

よしたか
義貴 (1969年12月6日生)

新任

社外

招集
通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

所有する当社の株式数

【略歴、当社における地位及び担当】

一株

在任年数

1994年 4月 NTT移動通信網株式会社 入社
2011年 5月 株式会社NTTドコモ 無線アクセスネットワーク部 担当部長
2020年 6月 株式会社NTTドコモ 無線アクセスネットワーク部 部長 (現任)

なし

取締役会出席状況

2014年 7月 株式会社ドコモCS関西 ネットワーク建設推進部 部長

なし

2016年 4月 株式会社NTTドコモ 関西支社 ネットワーク部 部長

2017年 7月 日本電信電話株式会社 技術企画部門 担当部長

【重要な兼職の状況】

株式会社NTTドコモ 無線アクセスネットワーク部 部長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

平本義貴氏は、ネットワーク・インフラ分野の事業に長年にわたり携わっており、通信業界に関する専門的な知見及び幅広い経験を有していることから、当社にとって有益かつ適切なアドバイス及び監視・監督機能を期待できるものと考え、当社社外取締役として適任と判断したため、社外取締役候補者といたしました。

候補者番号

6

うちだ
内田

よしあき
義昭 (1956年9月14日生)

新任

社外

所有する当社の株式数	一株	【略歴、当社における地位及び担当】		
在任年数	なし	1981年4月 国際電信電話株式会社 (KDD) 入社	2018年6月	KDDIエンジニアリング株式会社 取締役会長
取締役会出席状況	なし	2013年4月 KDDI株式会社 執行役員技術統括本部 技術企画本部長	2018年6月	KDDI株式会社 代表取締役執行役員副社長 技術統括本部長
		2014年4月 同社 執行役員常務 技術統括本部長 兼 技術企画本部長	2020年4月	KDDIエンジニアリング株式会社 代表取締役会長 (現任)
		2014年6月 同社 取締役執行役員常務 技術統括本部長 兼 技術企画本部長		
		2016年4月 同社 取締役執行役員常務 技術統括本部長		
		2016年6月 同社 執行役員専務 技術統括本部長		

【重要な兼職の状況】

KDDIエンジニアリング株式会社 代表取締役会長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

内田義昭氏は、通信事業の基盤となるネットワークの構築・運用をはじめ、技術に関わる多様なオペレーションを着実に遂行する等、技術全般における豊富な経験があり、また、通信事業の安定運営やネットワークの高度化に必要な優れた識見を有しております。また、通信事業を営む他社において取締役に就任した経験もあり、通信事業に関する経営にも精通していることから、当社にとって有益かつ適切なアドバイス及び監視・監督機能を期待できるものと考え、当社社外取締役として適任と判断したため、社外取締役候補者となりました。

候補者番号

7

お お ば
大場

む つ こ
睦子 (1986年5月19日生)

新任

社外

独立

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

所有する当社の株式数	【略歴、当社における地位及び担当】
一株	2007年4月 株式会社ソシエ・ワールド入社
監査役在任年数	2008年10月 信金中央金庫入行
2年	2014年4月 有限責任あずさ監査法人入所
取締役会出席状況	2018年6月 当社常勤監査役（現任）
17/17回	2018年6月 大場睦子会計事務所 代表（現任）

【重要な兼職の状況】

大場睦子会計事務所代表

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大場睦子氏は、公認会計士として、財務・会計に関する専門的な知見並びに幅広い知識及び経験を有しており、2018年6月より、当社にて常勤・社外監査役に就任し、当社の経営に必要な助言や監督をいただいております。これらの実績と豊富な経験を踏まえ、当社にとって有益かつ適切なアドバイス及び監視・監督機能を期待できるものと考え、当社社外取締役として適任と判断したため、社外取締役候補者といたしました。

- (注)
- 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 各候補者の在任年数は本総会終結の時における期間となります。
 - 各候補者の所有する当社の株式の数は、当期末（2021年3月31日）現在の株式数を記載しております。また、田中敦史氏が所有する当社の株式数は、同氏が所有する資産管理会社と合算した株式数であります。
 - 太田直樹氏、平本義貴氏、内田義昭氏及び大場睦子氏は社外取締役候補者であります。
 - 太田直樹氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、取締役に再任され就任した場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、大場睦子氏は、現在、当社の社外監査役であります。東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、社外取締役に就任した場合、引き続き独立役員となる予定であります。
 - 当社は、太田直樹氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、大場睦子氏は、現在、当社の常勤の社外監査役であります。当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏が取締役に選任された場合、当社は同氏との間で上記と同内容の責任限定契約を締結する予定です。更に、平本義貴氏及び内田義昭氏が選任された場合は、両氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
 - 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害のうち、第三者からの訴訟によって請求を受けたものを、当該保険契約によって補填することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案

監査役1名選任の件

監査役大場睦子氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者西浦由希子氏は、監査役大場睦子氏の補欠として選任されるものではなく、その任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなります。

なお、本議案を本総会に提出することに関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

にしうらゆきこ
西浦由希子 (1982年8月25日生)

新任

社外

独立

所有する当社の株式数	【略歴、当社における地位】
一株	2008年12月 新日本有限責任監査法人（現 EY 新日本有限責任監査法人）入所
在任年数	なし
監査役会出席状況	2012年9月 公認会計士登録
	2020年1月 西浦公認会計士事務所 代表（現任）
	2020年3月 フューチャー株式会社 社外取締役 監査等委員（現任）

【重要な兼職の状況】

フューチャー株式会社 社外取締役 監査等委員
西浦公認会計士事務所 代表

社外監査役候補者とした理由

西浦由希子氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士として、財務・会計に関する専門的知識を有しているほか、他社の監査等委員としての経歴を通じて培われた豊富な経験に基づく見識から、その経験及び専門性を活かした監査が期待でき、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、社外監査役候補者となりました。

- (注)
1. 西浦由希子氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 西浦由希子氏の所有する当社の株式の数は、当期末（2021年3月31日）現在の株式数を記載しております。
 3. 西浦由希子氏は新任の社外監査役候補者であります。
 4. 西浦由希子氏の選任が承認された場合、東京証券取引所が定める独立役員となる予定であります。
 5. 当社と西浦由希子氏は、監査役として期待される役割を十分発揮できるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
 6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害のうち、第三者からの訴訟によって請求を受けたものを、当該保険契約によって補填することとしております。西浦由希子氏が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考】選任後の監査役（予定）

候補者	氏名	当社における地位			
○	にしうらゆきこ 西浦由希子	常勤監査役	新任	社外	独立
-	やまだあきひろ 山田 彰宏	社外監査役		社外	独立
-	ながやまとしこ 永山 淑子	社外監査役		社外	独立

新任 新任監査役

社外 社外監査役

独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

以上

(提供書面)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社グループは、「SHARING THE VALUE すべてのステークホルダーに価値をもたらす社会的意義のある事業を創造する」という企業ビジョンのもと、従来は携帯キャリア各社単独で行われてきた携帯基地局関連インフラに係る装置、アンテナ、工事、構築物等の設備投資を当社で一本化し、各社へシェアリングする事業を国内外で展開しております。

当社グループは、創業以来、国内におけるインフラシェアリング事業者のパイオニアとして、大型施設内の携帯インフラのシェアリングを行う国内IBS事業（注1）を推進してまいりました。国内通信市場においては、各携帯キャリアの5Gサービスの開始、第4の携帯キャリアの市場参入、携帯電話料金の値下げ等を背景にした設備投資効率化ニーズが高まっております。当連結会計年度においては、主に2020年4月に新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が発令されたことにより、建設工事の一時中止やオープン時期の延期等によるサービス開始の遅れが発生いたしましたが、リモートワークの導入や営業活動の強化により、導入物件数を着実に増加させてまいりました。この結果、当連結会計年度において、国内IBS事業において66物件への新規導入が完了し、累計導入済み物件数は227件となりました。

また、更なる企業価値の向上に向けて、新規事業であるタワー事業（注2）の立ち上げや国内IBS事業における5G対応共用装置の2022年3月期からの本格導入に向けた開発等にも取り組みました。

東南アジア地域においては、携帯電話ユーザー数の継続的な増加に伴う通信環境整備へのニーズの高まり並びにオフィスビルや商業施設を中心とした不動産市場の成長により、導入物件は順調に拡大しております。当連結会計年度においては、第3四半期連結会計期間にベトナムにおいて、新型コロナウイルス感染症の影響が顕在化したものの、その影響は想定範囲内に留まり、海外IBS事業において14物件への新規導入が完了し、累計導入済み物件数は165件となりました。更に、2020年11月、ベトナムにおいて、同事業を展開するTHIEN VIET COMPANY LIMITEDが保有するIBS資産63物件の買取契約を締結し、ベトナム市場におけるIBS事業の基盤強化に向けた取り組みを推進いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は3,501,932千円（前連結会計年度比36.9%増）、営業利益は418,671千円（前連結会計年度比501.3%増）となりました。経常利益は持分法適用関連会社（株式会社ナビック及びGNI Myanmar Co.,Ltd.）の減損処理に伴う損失の計上等により178,942千円（前連結会計年度は5,642千円の経常利益）、親会社株主に帰属する当期純利益は株式会社ナビックの持分減少に伴う持分変動利益の計上や、将来の課税所得の発生可能性が高まったことに伴い主に税務上の繰越欠損金に対する繰延税金資産を計上したこと等により506,466千円（前連結会計年度は13,182千円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

なお、当社グループは通信インフラシェアリング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

（注1）IBS事業

In-Building-Solutionの略称であり、商業施設やオフィスビル等の大型施設内のアンテナ、配線、中継装置等の携帯インフラを、当社が共用設備を用いて一本化し、携帯キャリアへシェアリングを行う事業のことをいいます。

（注2）タワー事業

屋外における鉄塔・コンクリート柱・ポール・アンテナ等の携帯インフラを当社が共用設備を用いて一本化し、携帯キャリアへシェアリングを行う事業のことをいいます。

事業別の状況は次のとおりであります。

事業別売上高

事業区分	第8期 (2020年3月期) (前連結会計年度)		第9期 (2021年3月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
国内IBS事業	1,783,747千円	69.7%	2,784,543千円	79.5%	1,000,795千円	56.1%
海外IBS事業	435,238	17.0	495,951	14.2	60,712	13.9
ソリューション事業	339,514	13.3	221,437	6.3	△118,077	△34.8
合計	2,558,500	100.0	3,501,932	100.0	943,431	36.9

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した当社グループの設備投資の総額は2,098,766千円であり、その主なものは、当社及び子会社における屋内無線通信設備等への投資であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度に実施した主な資金調達は、金融機関1行からの長期借入金300,000千円です。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

連結子会社であった株式会社ナビックは、当連結会計年度において、第三者割当増資による新株発行を行った結果、同社に対する当社の持分比率が53.0%から43.4%に減少し、実質的に支配していると認められなくなったため、同社は当社の連結子会社から持分法適用関連会社に異動しております。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 6 期 (2018年 3 月期)	第 7 期 (2019年 3 月期)	第 8 期 (2020年 3 月期)	第 9 期 (当連結会計年度) (2021年 3 月期)
売 上 高(千円)	756,601	1,377,990	2,558,500	3,501,932
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△479,062	△166,826	5,642	178,942
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親 会社株主に帰属する 当期純損失(△) (千円)	△577,953	△214,841	△13,182	506,466
1株当たり当期純利 益又は1株当たり当 期純損失(△) (円)	△80.49	△29.92	△0.94	24.58
総 資 産(千円)	4,776,071	7,396,065	14,646,796	16,745,366
純 資 産(千円)	2,209,501	2,508,488	6,635,166	7,137,165
1株当たり純資産(円)	△167.10	△208.90	323.58	342.59

(注) 当社は、2019年8月30日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 6 期 (2018年 3 月期)	第 7 期 (2019年 3 月期)	第 8 期 (2020年 3 月期)	第 9 期 (当事業年度) (2021年 3 月期)
売 上 高(千円)	511,627	868,535	1,915,079	2,919,129
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△480,761	△241,460	59,997	415,873
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	△564,563	△245,240	70,010	322,535
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)	△78.63	△34.15	4.99	15.65
総 資 産(千円)	3,588,034	6,151,749	15,113,773	17,299,994
純 資 産(千円)	1,165,495	1,620,253	7,435,481	7,814,769
1株当たり純資産(円)	△164.92	△199.08	362.61	375.12

(注) 当社は、2019年8月30日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
Southern Star Telecommunication Equipment Joint Stock Company	167百万円	100.0% (100.0)	屋内携帯インフラのシェアリングサービスの提供

(注) 1. 議決権比率の()内の数値は、間接保有による議決権比率であります。

2. 2020年9月11日付で、株式会社ナビックが第三者割当増資による新株発行を行った結果、同社に対する当社の持分比率が53.0%から43.4%に低下し、実質的に支配していると認められなくなったため、同社は連結子会社から持分法適用関連会社となりました。

3. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

①タワー事業における共用タワーの導入拡大

5Gによる基地局設備投資需要の本格化、第4の携帯キャリアの参入等を背景に、日本国内におけるタワーシェアリング市場は、今後大きな拡大が期待されます。当社グループは、これまでのインフラシェアリング事業で培った事業知見や携帯キャリアとの強固な関係性を活かし、インフラシェアリングのパイオニアとして、タワーシェアリング市場においても、シェアリングの実績を拡大していくことで、市場を牽引していくことが当社グループの成長においても重要であると考えております。

②国内IBS事業における導入物件数の継続的な拡大

当社グループにおいて、重要な経営評価指標である導入物件数を継続的に拡大していくことは、当社グループが今後も高い成長率を持続していくために重要な取り組みとなります。これまでの4G IBSに加え、新たに開発した5G対応共用装置の本格導入をはかっていくことで、導入物件数を拡大してまいります。対象物件につきましては、これまでの主な導入先である新築物件だけでなく、携帯キャリアの屋内5G対策の本格化や既存設備のリプレイス需要等にも対応し、ポテンシャルの大きな既設市場においても拡大を目指してまいります。

③海外戦略の更なる強化

当社グループの海外戦略においては、ベトナムでは、安定した事業基盤から継続的な事業拡大を目指すと共に、他事業者からのIBS資産の買取りやM&Aを推進してまいります。また、新たな国・地域への進出を行う場合は、カントリーリスクを見極めた上で、既存インフラシェアリング事業者のM&Aによる参入や高い成長性が期待できる市場での事業パートナーとの資本参加等を基本方針とした海外展開戦略を推進してまいります。

④顧客ニーズ充足を意識した付加価値ソリューションの強化

当社グループは、通信インフラシェアリングにおいて、提供先の顧客のニーズを更に充足するために、クラウドWi-FiソリューションやSITE LOCATORサービスを提供し、また、新たな取り組みとして、ローカル5Gの事業化検討を進めております。事業環境の変化のなかで多様化する顧客ニーズを的確に捉え、このような付加価値ソリューションの提供を更に強化していくとともに、新たなソリューションの提供にも継続的に取り組んでまいります。

⑤人材の確保・育成

当社グループが、今後更なる成長をしていくためには、専門スキル及びノウハウをもった優秀な人材を継続的に確保していくことが重要であると考えております。そのためにも、採用活動強化の施策により、積極的な採用活動を行っていくとともに、人事制度、研修制度の充実等により従業員が中長期で働きやすい環境の整備も実施してまいります。

⑥内部管理体制の強化

当社グループを取り巻く事業環境の変化及び事業の継続的な発展に伴い、業務運営の効率化、コーポレート・ガバナンス機能の強化は必須であり、そのための方策の1つとして、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの適切な運用が重要であると考えております。そのため、内部統制システムの継続的な整備、改善を行い、経営の公正性・透明性を確保するための組織体制の強化に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

当社グループは、当社及び連結子会社2社、持分法適用会社2社、その他の関係会社1社で構成され、通信インフラシェアリング事業を行っております。当社グループは「SHARING THE VALUE すべてのステークホルダーに価値をもたらす社会的意義のある事業を創造する」という企業ビジョンのもと、従来は携帯キャリア各社単独で行われてきた携帯基地局関連インフラに係る装置、アンテナ、工事、構築物等の設備投資を当社で一本化し、各社へシェアリングする事業を国内外で展開しております。従来は、各社毎に行われていた設備投資を一度で済ませることが可能となるため、対策にかかる設備投資や作業工程を大幅に削減することが可能となります。

当社グループは、主として国内における大型施設内の携帯インフラのシェアリングを行う事業（以下、「国内IBS事業」とする）、海外における大型施設内の携帯インフラのシェアリングを行う事業（以下、「海外IBS事業」とする）、屋外の鉄塔等の携帯インフラのシェアリングを行う事業（以下、「タワー事業」とする）、それらに関連する付加価値ソリューション事業（以下、「ソリューション事業」とする）を展開しております。なお、これらの事業はいずれも通信インフラシェアリングに関連する事業であり、また、これらを集約することは、当社グループの過去の業績を理解し、将来のキャッシュ・フローの予測を適切に評価するための事業活動の内容及び経営環境についての適切な情報提供につながると判断できるため、当社グループでは通信インフラシェアリング事業を単一の報告セグメントとして、セグメントを分類せずに記載しております。

当社グループの事業別の主な内容は以下のとおりです。

①国内IBS事業

国内IBS事業は、これまで日本において携帯キャリア各社がそれぞれ単独で行ってきた屋内携帯インフラの設備投資を、独自に開発した共用設備により一本化するソリューションを提供する事業となります。当ソリューションは、不動産事業者にとっては設備一本化による設備の簡素化・消費電力の削減・対策負担金の削減・窓口の一本化等、携帯キャリアにとっては、設備投資・運用費用の削減等、携帯電話ユーザーにとっては、屋内携帯電波環境整備による満足度向上等のメリットを提供しています。当社は、各携帯キャリアと共用設備利用に係る基本契約を締結し、当社の収入は、当社設備の共用利用に対して携帯キャリアから受領する利用料が主な収入となっております。

②海外IBS事業

海外IBS事業として、IBS事業を海外でも展開しており、主な展開国はベトナム、ミャンマーとなっております。ベトナムにおいては、2017年7月に同国最大手のIBS事業者Southern Star Telecommunication Equipment Joint Stock Companyを株式取得により連結子会社化し、事業運営を行っております。ミャンマーにおいては、2016年10月より事業開始し、持分法適用会社であるGNI Myanmar Co., Ltd.で事業運営を行っております。また、第8期連結会計年度第2四半期において、マレーシアに子会社を設立し、本格立ち上げに向け体制構築を行っております。

③タワー事業

タワー事業は、携帯キャリアが屋外での基地局整備において建設する鉄塔・コンクリート柱・ポール・アンテナ等について携帯キャリア向けにシェアリングを行う事業となります。2021年3月末時点では、ルーラルエリアにおいては、タワー設置場所の選定、携帯キャリアへのご提案等、本格的に事業立ち上げを行い、その結果、60本超のタワーの導入を決定し、建設準備を開始しております。また、アーバンエリアにおいては、東京都の協力事業者として、西新宿エリアにスマートポール2本を建柱しております。

④ソリューション事業

通信インフラシェアリング事業を提供するうえで、更なる付加価値を提供するためのソリューション強化にも努めており、以下のサービスを展開しております。

(a) クラウドWi-Fiソリューション

国内IBS事業において、不動産事業者への更なる付加価値を提供するためのソリューションとして、不動産事業者に対してクラウドWi-Fiソリューションを提供しております。クラウドWi-Fiソリューションでは、設備数が多く長い構築期間を要する旧来型のコントローラ・監視サーバによるWi-Fiではなく、クラウドマネジメントシステムにより、低コストかつ短納期で導入が可能で、遠隔監視による運用管理が可能なシステムを提供しております。

(b) SITE LOCATORサービス

当社で開発したシステムである、屋上への基地局設置許可を得た不動産事業者情報を集約するデータベース「SITE LOCATOR」を活用して、屋上の遊休スペースの収益化ニーズを有する不動産事業者と、屋上への基地局設置ニーズを有する携帯キャリアをマッチングするサービスを展開しております。不動産事業者に対しては、効率的・能動的な屋上の有効活用、携帯キャリアに対しては、これまで時間・コストを要していた置局（基地局設置）業務の効率化等のメリットを提供しております。

(6) 主要な営業所及び工場（2021年3月31日現在）

① 当社

名	称	所在地
本	社	東京都港区
大 阪	オ フ ィ ス	大阪府大阪市

② 子会社

名	称	所在地
Southern Star Telecommunication Equipment Joint Stock Company		本社、他（ベトナム、ホーチミン市、ハノイ市）

(7) **従業員の状況** (2021年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
114 (22) 名	3名増 (5名減)

(注) 従業員数は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者を除く。) であり、臨時雇用者数 (業務委託社員、人材会社からの派遣社員を含む。) は、最近1年間の平均人員を () 外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
71 (16) 名	11名増 (2名減)	38.6歳	2.9年

(注) 従業員数は就業人員 (当社から社外への出向者を除く。) であり、臨時雇用者数 (業務委託社員、人材会社からの派遣社員を含む。) は、最近1年間の平均人員を () 外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況** (2021年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	270,000千円
株式会社日本政策金融公庫	150,000

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

当社は、2021年5月14日付で、KDD I 株式会社との間で、資本業務提携契約を締結いたしました。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 64,000,000株

② 発行済株式の総数 20,832,872株

(注) 新株予約権の権利行使に伴う新株式発行により、327,300株増加しております。

③ 株主数 8,792名

④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社カルティブ	4,677,500株	22.5%
日本電信電話株式会社	4,206,400	20.2
田中敦史	1,834,000	8.8
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,311,800	6.3
J A 三井リース株式会社	1,046,200	5.0
寺田英司	401,500	1.9
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	332,900	1.6
楽天証券株式会社	300,000	1.4
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	253,900	1.2
MORGAN STANLEY & CO.LLC	238,483	1.1

(注) 持株比率は自己株式(84株)を控除して計算しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2021年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	田 中 敦 史	VIBS PTE. LTD. 取締役 Vietnam Data and Aerial System Co., Ltd. 監査役 GNI Myanmar Co., Ltd. 取締役 株式会社ナビック 取締役
専 務 取 締 役	桐 谷 裕 介	インフラシェアリング事業本部長
常 務 取 締 役	中 村 亮 介	CFO 兼 経営管理本部長 Southern Star Telecommunication Equipment Joint Stock Company 監査役 Vietnam Infrastructure Holding Ltd. 監査役
取 締 役	柘 津 信 夫	
取 締 役	太 田 直 樹	株式会社New Stories 代表取締役 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構 社外取締役 弥生株式会社 社外取締役
取 締 役	三 笈 博 幸	日本電信電話株式会社 技術企画部門担当部長
常 勤 監 査 役	大 場 睦 子	大場睦子会計事務所 代表
監 査 役	山 田 彰 宏	山田彰宏税理士事務所 所長 山田総合コンサルティング株式会社 代表取締役 コーサカインターナショナル株式会社 社外監査役 株式会社FiNC Technologies 社外監査役
監 査 役	永 山 淑 子	

- (注) 1. 取締役太田 直樹氏及び取締役三笈 博幸氏は、社外取締役であります。
2. 監査役大場 睦子氏、山田 彰宏氏及び永山 淑子氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役大場 睦子氏及び監査役山田 彰宏氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役大場 睦子氏は、公認会計士の資格を有しております。
 - ・監査役山田 彰宏氏は、税理士の資格を有しております。
4. 当社は、社外取締役の太田 直樹氏及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当社取締役または監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

③ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役、監査役及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により、被保険者の第三者からの訴訟による損害が補填されることとなります。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の人数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	65,933 (4,833)	65,933 (4,833)	－ (－)	－ (－)	6 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	12,633 (12,633)	12,633 (12,633)	－ (－)	－ (－)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	78,567 (17,467)	78,567 (17,467)	－ (－)	－ (－)	9 (5)

(注) 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2019年6月26日開催の第7期定時株主総会において年額200,000千円以内と決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役は2名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2019年8月13日開催の臨時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

ハ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月16日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

・基本報酬に関する方針

当社の取締役の基本報酬（金銭報酬）は、月例の固定報酬とし、株主総会決議において定めた総額の範囲内で、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

なお、当社は、各取締役に対し、基本報酬（金銭報酬）のみを付与し、業績連動報酬等及び非金銭報酬等を付与しないこととする。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役太田 直樹氏は、株式会社New Storiesの代表取締役、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の社外取締役及び弥生株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外取締役三笥 博幸氏は、日本電信電話株式会社の技術企画部門担当部長であります。日本電信電話株式会社グループは当社の通信インフラシェアリング事業の得意先であります。また、日本電信電話株式会社は当社の主要株主であります。
- ・社外監査役大場 睦子氏は、大場睦子会計事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役山田 彰宏氏は、山田彰宏税理士事務所所長、山田総合コンサルティング株式会社の代表取締役、コーサカインターナショナル株式会社の社外監査役及び株式会社FiNC Technologiesの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	発言状況及び社外取締役に期待される 役割に関して行った職務の概要
取締役	太田直樹	17回／17回 (100%)	—	長年にわたる、経営コンサルティング会社や総務省等での通信業界に関する業務を通じて培われた幅広い経験と見識に基づき、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に経営全般の観点から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	三笥博幸	17回／17回 (100%)	—	通信業界での業務を通じて培われた幅広い経験と見識に基づき、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に経営全般の観点から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役	大場睦子	17回／17回 (100%)	17回／17回 (100%)	出席した取締役会及び監査役会において、会計監査等の業務を通じて培われた幅広い経験と見識に基づき、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役	山田彰宏	17回／17回 (100%)	17回／17回 (100%)	出席した取締役会及び監査役会において、国際税務等の業務を通じて培われた幅広い経験と見識に基づき、税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役	永山淑子	16回／17回 (94%)	16回／17回 (94%)	出席した取締役会及び監査役会において、会社経営等を通じて培われた幅広い経験と見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任 あずさ監査法人
- ② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

- ③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。

- ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。
また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

- ⑤ 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

- ⑥ 補償契約の内容の概要等
該当事項はありません。

3. 会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,955,283	流動負債	3,881,689
現金及び預金	8,398,235	買掛金	129,417
受取手形及び売掛金	397,015	1年内返済予定の長期借入金	210,000
その他	160,032	リース債務	265,708
固定資産	7,790,083	未払金	851,664
有形固定資産	6,968,697	未払法人税等	61,784
機械装置及び運搬具	5,433,205	前受収益	2,318,750
リース資産	990,686	その他	44,363
建設仮勘定	485,958	固定負債	5,726,512
その他	58,847	長期借入金	210,000
無形固定資産	329,395	リース債務	509,690
のれん	329,143	長期前受収益	4,985,825
その他	252	その他	20,996
投資その他の資産	491,990	負債合計	9,608,201
投資有価証券	41,823	(純資産の部)	
繰延税金資産	369,843	株主資本	7,286,673
その他	118,069	資本金	4,300,871
貸倒引当金	△37,745	資本剰余金	2,462,195
		利益剰余金	523,956
		自己株式	△350
		その他の包括利益累計額	△149,508
		為替換算調整勘定	△149,508
資産合計	16,745,366	純資産合計	7,137,165
		負債純資産合計	16,745,366

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		3,501,932
売上原価		1,685,700
売上総利益		1,816,231
販売費及び一般管理費		1,397,560
営業利益		418,671
営業外収益		
受取利息	28,062	
その他の	277	28,339
営業外費用		
支払利息	26,466	
持分法による投資損失	240,337	
その他の	1,264	268,068
経常利益		178,942
特別利益		
持分変動利益	99,979	99,979
特別損失		
減損損失	27,006	
貸倒引当金繰入額	37,745	64,751
税金等調整前当期純利益		214,170
法人税、住民税及び事業税	60,978	
法人税等調整額	△353,274	△292,296
当期純利益		506,466
親会社株主に帰属する当期純利益		506,466

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,233,845	流動負債	3,775,226
現金及び預金	7,953,925	買掛金	76,577
売掛金	186,558	1年内返済予定の長期借入金	210,000
商品	98	リース債務	265,708
前払費用	73,645	未払金	818,437
その他	19,616	未払費用	6,149
固定資産	9,066,149	未払法人税等	57,672
有形固定資産	6,656,986	預り金	25,713
建物	12,160	前受収益	2,314,968
構築物	23,892	固定負債	5,709,998
機械及び装置	5,191,227	長期借入金	210,000
工具、器具及び備品	22,254	リース債務	509,690
リース資産	990,686	長期前受収益	4,985,825
建設仮勘定	416,764	資産除去債務	4,482
無形固定資産	68	負債合計	9,485,224
ソフトウェア	68	(純資産の部)	
投資その他の資産	2,409,093	株主資本	7,814,769
関係会社株式	1,961,089	資本金	4,300,871
長期前払費用	34,472	資本剰余金	3,121,701
繰延税金資産	369,843	資本準備金	3,121,701
その他	81,434	利益剰余金	392,545
貸倒引当金	△37,745	その他利益剰余金	392,545
		繰越利益剰余金	392,545
		自己株式	△350
		純資産合計	7,814,769
資産合計	17,299,994	負債純資産合計	17,299,994

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から)
(2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	2,919,129
売 上 原 価	1,300,101
売 上 総 利 益	1,619,027
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,177,284
営 業 利 益	441,742
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	79
雑 収 入	177
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	26,065
そ の 他	61
経 常 利 益	415,873
特 別 損 失	
減 損 損 失	27,006
関 係 会 社 株 式 評 価 損 失	333,979
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	37,745
税 引 前 当 期 純 利 益	17,141
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	42,209
法 人 税 等 調 整 額	△347,602
当 期 純 利 益	322,535

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月19日

株式会社 J T O W E R
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	富永 淳浩	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	戸塚 俊一郎	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 J T O W E R の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 J T O W E R 及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2021年5月14日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行を決議し、割当を実施している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月19日

株式会社 J T O W E R
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 富永 淳浩 (印)

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 戸塚 俊一郎 (印)

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 J T O W E R の2020年4月1日から2021年3月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2021年5月14日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行を決議し、割当を実施している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会及び経営会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月20日

株式会社 J T O W E R	監査役会
常勤社外監査役 大場	睦子 ㊞
社外監査役 山田	彰宏 ㊞
社外監査役 永山	淑子 ㊞

以上

株主総会会場ご案内図

【会 場】 東京都千代田区大手町一丁目2番1号 Otemachi One 三井物産ビル4F
 大手町三井カンファレンス Room 7,8
 TEL 03-5220-6906

【交 通】 (地下鉄)

●東京メトロ千代田線・丸ノ内線・半蔵門線・東西線・都営三田線「大手町」駅
 (C4又はC5出口直結)

